

薬食機発1007第1号
平成25年10月7日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

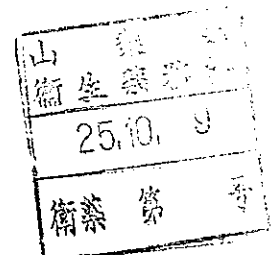
厚生労働省医薬食品局
審査管理課医療機器審査管理室長
(公印省略)

指定管理医療機器の適合性チェックリストについて(その22)

薬事法(昭和35年法律第145号)第23条の2第1項の規定により基準が定められた管理医療機器(以下「指定管理医療機器」という。)が「薬事法第41条第3項の規定により厚生労働大臣が定める医療機器の基準」(平成17年厚生労働省告示第122号)に適合することを確認するためのチェックリスト(以下「適合性チェックリスト」という。)については、「指定管理医療機器の適合性チェックリストについて」(平成17年3月31日付け薬食機発第0331012号厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長通知)により示しているところです。

今般、「薬事法第23条の2第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件」(平成25年厚生労働省告示第332号)により指定管理医療機器が追加されたこと等に伴い、別表に掲げる適合性チェックリストを別添のとおり作成しましたので、下記に御留意の上、貴管内関係団体、関係業者等に周知方お願いします。

また、本通知の写しを独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、各登録認証機関の長、日本医療機器産業連合会会長、米国医療機器・IVD工業会会長、欧州ビジネス協会医療機器委員会委員長及び薬事法登録認証機関協議会代表幹事宛て送付することを申し添えます。



記

指定管理医療機器の適合性チェックリストの取扱いについて

適合性チェックリストの「当該機器への適用・不適用」、「適合の方法」及び「特定文書の確認」に記載された内容は、科学的に妥当な理由があれば変更しても差し支えないこと。

ただし、「当該機器への適用・不適用」の記載を「不適用」から「適用」へ又は「適用」から「不適用」へ変更する場合、当該機器の「使用目的、効能又は効果」又は「一般的名称の定義」を逸脱するおそれがあるため、変更に際しては事前に登録認証機関に照会すること。

(別表)

薬事法第 23 条の 2 第 1 項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成 17 年厚生労働省告示第 112 号）の別表番号	適合性チェックリスト
7	据置型アナログ式乳房用 X 線診断装置 ポータブルアナログ式乳房用 X 線診断装置 移動型アナログ式乳房用 X 線診断装置 据置型デジタル式乳房用 X 線診断装置 移動型デジタル式乳房用 X 線診断装置 ポータブルデジタル式乳房用 X 線診断装置
20	移動型超音波画像診断装置 汎用超音波画像診断装置 産婦人科用超音波画像診断装置 乳房用超音波画像診断装置 循環器用超音波画像診断装置 膀胱用超音波画像診断装置
25	食道向け超音波診断用プローブ 鼻腔向け超音波診断用プローブ 据付型体外式超音波診断用プローブ 手持型体外式超音波診断用プローブ 非血管系手術向け超音波診断用プローブ 膣向け超音波診断用プローブ 直腸向け超音波診断用プローブ 体腔向け超音波診断用プローブ 膀胱向け超音波診断用プローブ 据付型体外式水槽タイプ超音波診断用プローブ
30	X 線管装置
826	非静注インフュージョンポンプ